

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱い に関すること」

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

使用料、手数料等の取扱い

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直すものとする。
- 2 手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。
- 3 公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段階的に調整するものとする。
- 4 協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関すること」で提案する使用料、手数料等の取扱いについては、別途定めるものとする。

1 施設等の使用料
(1) 体育館使用料

区分	前橋市 市民体育館 (昭和56年建設)	宮城村 社会体育館 (平成13年建設)	備考
規模	延べ床面積 10,284㎡ 主競技場 6,868㎡ 副競技場 1,210㎡	延べ床面積 5,382㎡ 建築面積 3,620㎡ アリーナ 1,723㎡	
使用料 (1時間当たり)	占有 主競技場全面 1,890円 半面 945円 副競技場全面 1,260円 " 半面 630円 個人 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円	アリーナ 半面 400円~500円 トレーニング施設 100円 卓球場 1台 200円	
貸出区分	占有利用 4時間・全日	2時間~5時間	
利用時間	9時~21時	8時~21時30分	

(2) プール使用料

区分	前橋市	宮城村	備考
建設年	平成元年	平成14年	
規模	50mプール 25mプール 幼児プール	25mプール	
使用料 (1時間当たり)	個人 一般 1回 200円 中学生以下1回 50円 占有 2,100円	大人 1回 200円 子供 1回 100円	
貸出区分	占有 午前・午後・全日	占有無し	
利用時間	7/1~9月第1日曜日 9時~18時	7/1~9月中旬 10時~18時	

議案第19号参考資料

(3) テニスコート使用料					
区分	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	備考
建設年	王山テニス場 昭和54年 三俣テニス場 昭和38年 総合運動公園 昭和57年	平成10年	平成12年	平成3年	
規模	王山 クレーコート 4面 三俣 クレーコート 8面 総合運動公園 全天候型外タコート 6面 砂入り人工芝コート 10面	砂入り人工芝コート 4面	砂入り人工芝コート 6面 (オムニコート)	オールウェザー 2面 クレー 4面	
使用料 (1時間当たり)	王山・三俣 占有 1面 230円 年間練習 年間 大人 2,100円 中学生以下 1,050円 総合運動公園 占有 1面 一般 700円 18歳以下 350円 個人利用 1面 一般 120円 18歳以下 60円	1面 町内 66円~166円 町外 266円~333円 夜間照明料 町内 600円 町外 1,200円	1面 村内 200円~250円 村外 400円~500円 夜間照明料 村内 150円 村外 300円	オールウェザー 村内 無料~500円 村外 412円~1,515円 クレー 村内 無料~400円 村外 412円~1,315円	
貸出区分	王山・三俣 占有利用 3時間 総合運動公園 3時間	3時間	2時間~5時間	2時間・2時間30分	
利用時間	王山・三俣 9時~21時 総合運動公園 6時~21時	6時~21時	8時~21時30分	6時~22時	

議案第19号参考資料

(4) 弓道場使用料

区分	前橋市 市民体育館弓道場	大胡町 総合運動公園弓道場	粕川村 粕川村弓道場	備考
建設年	昭和56年	平成10年	平成6年	
規模	近の場10人立 遠の場6人立	6人立	28m 5人立	
使用料 (1時間当たり)	占有 630円 個人 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円	団体 町内 250円~333円 町外 500円~666円 個人 町内 250円 町外 不可	無料	
貸出区分	占有利用 4時間・全日	団体 3時間・4時間 個人 2時間	2時間・2時間30分	
利用時間	9時~21時	9時~21時	6時~22時	

(5) 野球場使用料

区分	前橋市 前橋市民球場	大胡町 総合運動公園野球場	粕川村 中之沢野球場	備考
建設年	昭和61年	平成10年	昭和63年	
規模	18,620㎡ 観客収容人員 13,000人 照明灯 6基	16,000㎡ 52席(バックネット裏) 照明灯 5基(1基17灯)	8,469㎡	
使用料 (1時間当たり)	占有 一般 1,050円 18歳以下 523円	町内 600円~750円 町外 1,800円~2,250円 夜間照明料(19時から)	村内 無料 村外 205円~412円	
貸出区分	占有利用 3時間	2時間・2時間30分 4時間	2時間・2時間30分	
利用時間	6時~21時	5時~21時30分	6時~18時	

議案第19号参考資料

(6) 陸上競技場使用料

区分	前橋市	大胡町	宮城村	備考
建設年	王山運動場 昭和54年 総合運動公園 平成14年	平成10年	平成12年	
規模	300m 8コース	400m 8コース	400m 8コース	
使用料 (1時間当たり)	王山運動場 占有 525円 個人年間利用 総合運動公園 占有 1,000円 個人一般 1回 300円 18歳以下1回 150円	町内 500円 町外 1,500円 夜間照明料(17時から)	村内 400円~ 500円 村外 800円~ 1,000円 個人練習 1時間 村内 100円 村外 200円	
貸出区分	占有 3時間	2時間・3時間	2時間~5時間	
利用時間	王山運動場 9時~17時 総合運動公園 6時~18時	9時~21時	8時~21時30分	

(7) サッカー場使用料

区分	前橋市	宮城村	備考
建設年	王山ミニサッカー場 昭和54年 総合運動公園 平成14年	平成12年	
規模	王山ミニサッカー場 3,402m ² 総合運動公園 7,140m ²	総合運動公園サッカー場 7,140m ²	
使用料 (1時間当たり)	王山ミニサッカー場 占有 235円 年間練習あり 総合運動公園 占有 一般3,266円 18歳以下 1,633円	村内 400円~ 500円 村外 800円~ 1,000円	
貸出区分	王山ミニサッカー場 4時間・全日 総合運動公園 3時間	2時間~5時間	
利用時間	王山ミニサッカー場 9時~17時 総合運動公園 6時~18時	8時~21時30分	

議案第19号参考資料

(8) 運動場等使用料

区分	前橋市	宮城村	粕川村	備考
建設年	北部運動場 昭和58～63年 清里方面運動場 昭和56年 工科大学運動場 昭和59年 産業人スポーツセンター 昭和40年	多目的広場(運動公園) 総合グラウンド 補助グラウンド(運動公園) 殿林青少年広場 殿林キャンプ場 マレットゴルフ場(運動公園)	総合グラウンド 平成2年～3年 西部総合運動公園(運動場) 平成3年～4年 粕川小学校校庭南側 平成9年	
規模	北部 野球 3面(1面夜間照明) ソフトボール 1面 工科大 野球 2面 ソフトボール 2面 産業人 野球 4面 清里 野球 1面(夜間照明) 少年野球 1面 ソフトボール 1面	多目的広場 野球2面・ソフトボール4面 総合グラウンド 野球1面 マレットゴルフ場 18コース	総合グラウンド 9,390㎡ 野球1面、ソフトボール2面 (夜間照明) 西部総合運動公園(運動場) 15,944㎡ 少年野球2面、サ ッカー1面 陸上200mトラック 粕川小学校校庭南側 野球1面(夜間照明)	
使用料 (1時間当たり)	北部・工科大 全面 1,343円 1面 333円 産業人 250円～335円 清里 使用料徴収に向け、現在議 会に提案し、継続審議中。	多目的 半面 400円～500円 総合グラウンド 200円 補助グラウンド 100円 青少年広場 100円 キャンプ場 1日 1,000円 1泊2日 2,000円 継続1泊 1,000円 マレット 1日 200円 年間 4,800円	総合グラウンド 村内 無料～1,750円 村外 412円～4,015円 西部総合運動公園(運動場) 村内 無料 村外 412円～515円 粕川小学校校庭南側 村内 無料～600円 村外 205円～1,715円	
貸出区分	北部・工科大・清里 3時間 産業人 3時間～9時間	多目的 2時間～5時間 総合グラウンド 5時間 補助グラウンド 2時間・5時間 青少年広場 5時間	2時間・2時間30分	
利用時間	北部・清里 6時～21時 産業人 5時～22時	運動公園 8時～21時30分 その他 8時～18時	総合グラウンド・粕小校庭南 6時～22時 西部総合運動公園 6時～18時	

議案第19号参考資料

(9) 勤労者体育センター使用料

区分	前橋市	大胡町	備考
建設年	昭和50年	昭和59年	
規模	体育館面積 1,050㎡	体育館面積 1,497㎡	
使用料 (1時間当たり)	無料 使用料徴収に向け、現在議会に提案し、 継続審議中。	A面 200円～342円 B面 166円～314円 照明料 各面400円(夜間料金は照明料含む)	
貸出区分	3時間	3時間・3時間30分・4時間	
利用時間	9時～21時	9時～21時30分	

(10) その他施設使用料

区分	前橋市	大胡町	備考
無料施設 (運動場)	利根川敷島緑地 サッカー・ラグビー場1面 野球場4面・少年野球場2面	北部グラウンド	
	利根川中央緑地 野球場1面	河原浜グラウンド	
	利根川大渡緑地 野球場3面		
	利根川田口緑地運動広場 少年野球・サッカー・ラグビー場等		
その他の前橋 市の有料体育 施設	市民体育館柔剣道場 占有 1,260円 一般 1回300円 中学生以下1回100円 大渡温水プール 占有 5,250円 大人 1回300円 中学生以下1回100円 六供温水プール 大人 1回300円 中学生以下1回100円 コミュニティープール 一般 1回300円 中学生以下1回100円		

議案第19号参考資料

(11) 小中学校施設使用料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
1 学校開放 免除 2 目的外利用 体育館 1回 2,520円 教室 1回 1,010円 校庭 1回 2,000円 今後、学校開放も含め使用料 徴収を予定。	1 小学校体育館 8時～12時 820円 12時～17時 820円 17時～21時 1,640円 2 中学校屋内運動場 8時～12時 820円 12時～17時 820円 17時～21時 2,060円 3 夜間照明施設 6,000円	1 小学校校庭及び体育館 校庭 1回 300円 (照明600円) 体育館 1回 360円 (照明600円) 2 中学校校庭及び体育館 校庭 1回 300円 (照明1,400円) 体育館 1回 460円 (照明800円)	1 体育館 19時～22時 1,000円 別途粕川中学校定め有り 2 武道館 19時～22時 1,000円 3 月田小学校校庭夜間照明使用料 18時～22時 2,000円 18時～20時 800円 20時～22時 1,200円

議案第19号参考資料

(12) 文化施設(文化会館・公民館等)使用料

前橋市市民文化会館

		区分	午前	午後	夜間	全日	
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	22,600円	35,200円	45,300円	103,100円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下の場合	29,400円	45,700円	58,900円	134,000円
			1,000円を超え3,000円以下	36,200円	56,300円	72,500円	165,000円
	3,000円を超える場合		45,300円	70,500円	90,700円	206,500円	
	土・日・休	入場料を徴収しない場合	28,900円	45,300円	57,900円	132,100円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下の場合	37,500円	58,900円	75,200円	171,600円
			1,000円を超え3,000円以下	46,300円	72,500円	92,700円	211,500円
			3,000円を超える場合	57,900円	90,700円	115,900円	264,500円
	附属楽 屋	1号又は2号	370円	630円	880円	1,880円	
		3号又は4号(和室)	630円	1,000円	1,260円	2,890円	
5号		880円	1,380円	1,760円	4,020円		
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合	11,300円	17,600円	22,600円	51,500円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下の場合	14,700円	22,800円	29,400円	66,900円
			1,000円を超え3,000円以下	18,000円	28,100円	36,200円	82,300円
	3,000円を超える場合		22,600円	35,200円	45,300円	103,100円	
	土・日・休	入場料を徴収しない場合	13,800円	22,600円	28,900円	65,300円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下の場合	17,900円	29,400円	37,500円	84,800円
			1,000円を超え3,000円以下	22,100円	36,200円	46,300円	104,600円
			3,000円を超える場合	27,700円	45,300円	57,900円	130,900円

この他、リハーサル室等の使用料を定めている。

大胡町生涯学習センター(町外の団体・個人が利用する場合は割増がある)

		区分	午前	午後	夜間	全日	
ホール	平日	入場料を徴収しない場合	6,300円	8,400円	10,500円	21,000円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下	9,400円	12,600円	15,700円	37,700円
			1,001円以上3,000円以下	12,600円	16,800円	21,000円	50,400円
	3,001円以上		18,900円	25,200円	31,500円	75,600円	
	土・日・祭日	入場料を徴収しない場合	7,800円	10,500円	12,600円	30,900円	
		収入 す場 る料 場を 含徴	1,000円以下	11,000円	14,700円	17,800円	43,500円
			1,001円以上3,000円以下	14,100円	18,900円	23,100円	56,100円
3,001円以上			20,400円	27,300円	33,600円	81,300円	
舞台のみ を使用す る場合	平日	2,100円	3,100円	4,200円	9,000円		
	土・日・祭日	2,600円	3,600円	4,700円	10,000円		

この他、リハーサル室等の使用料を定めている。

粕川村文化センター(村外の団体・個人が利用する場合は割増がある)

区分	午前	午後	夜間	全日
会議室	420円	520円	520円	1,050円
第2会議室	420円	520円	520円	1,050円
第3会議室(和室)	420円	520円	520円	1,050円
第4会議室(2階)	420円	520円	520円	1,050円
多目的ホール	1,570円	2,100円	2,620円	4,720円
大ホール入場料を徴収しない場合	2,100円	2,620円	3,150円	5,770円
大ホール入場料を徴収する場合 1,000円以下	4,200円	6,300円	8,400円	14,700円
大ホール入場料を徴収する場合 1,001円以上3,000円以下	6,300円	9,450円	12,600円	22,050円
大ホール入場料を徴収する場合 3,001円以上	10,500円	14,700円	18,900円	33,600円

議案第19号参考資料

前橋市中央公民館

区分		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
地 下	第1会議室	310円	420円	420円
	第2会議室	520円	680円	680円
二 階	第1・2学習室	840円	1,150円	1,150円
	第3学習室	1,050円	1,410円	1,410円
	調理実習室	940円	1,260円	1,260円
	第1・2美術室	780円	990円	990円
三 階	第3美術室	840円	1,150円	1,150円
	第4美術室	840円	1,150円	1,150円
	LL室	840円	1,150円	1,150円
	視聴覚室等	840円	1,150円	1,150円
	第1・2和室	420円	570円	570円
	茶室	470円	630円	630円
	音楽鑑賞室	470円	630円	630円
	音楽舞蹈室	940円	1,260円	1,260円
	第1・2音楽室	780円	990円	990円
	第3音楽室	940円	1,260円	1,260円
四 階	ホール	3,090円	4,140円	4,140円
	第1・2会議室	420円	570円	570円
	第3会議室	470円	630円	630円
	第4会議室	520円	730円	730円
	第5会議室	1,200円	1,620円	1,620円
	第6会議室	730円	990円	990円

前橋市の地区公民館の使用料は、別途定めている。

大胡町生涯学習センターシャング

区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日
リハーサル室	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
工芸室	1,000円	1,000円	1,000円	
和室会議室	1,000円	1,000円	1,000円	
視聴覚室	1,000円	1,000円	1,000円	

宮城村公民館（農村環境改善センター）

区分	通常利用の場合	宴会等に利用する場合
大研修室	無料	5,150円
小会議室	無料	1,030円
陶芸作業所（分館）	1,100円	

議案第19号参考資料

2 手数料

(1) 各種証明等の手数料

区分	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	備考
戸籍個人、全部、一部事項各証明(謄・抄本)	450円	450円	450円	450円	その他の戸籍関係の手数料についても4市町村同一
住民票の写しの交付	350円	300円	300円	300円	
住民票の閲覧	350円 (1世帯)	300円 (1世帯)	300円 (1世帯)	300円 (1世帯)	
印鑑に関する証明	350円	300円	300円	300円	
外国人登録に関する証明	350円	300円	300円	300円	
土地又は建物に関する証明	350円 (1枚1件)	300円 (1筆・1棟 で1件)	300円 (1筆・1棟 で1件)	300円 (1筆・1棟 で1件)	前橋市 1枚で10筆(棟)まで証明 大胡町 1筆・1棟増すごとに50円増 宮城村 1筆・1棟増すごとに30円増 粕川村 1筆・1棟増すごとに20円増
税証明	350円	300円	300円	300円	
地籍図等図面の閲覧	350円	300円	300円	300円	前橋市 1回(枚数制限なし) 大胡町 図面1枚をもって1件 宮城村 図面1枚をもって1件 粕川村 図面1枚をもって1件
その他の証明	350円	300円	300円	300円	農地等の利用状況に関する証明、農業経営に関する証明等

議案第 19 号参考資料

(2) ホームヘルパー派遣 (身体障害者) 手数料

区分	前橋市		大胡町	宮城村	粕川村	備考
	午前 6 ~ 午後 10 時 (1 時間当たり)	午後 10 時 ~ 翌日午 前 6 時 (1 回当たり)	1 時間当たり	1 時間当たり	1 時間当たり	
生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	2 5 0 円	2 0 0 円	2 5 0 円	2 5 0 円	2 5 0 円	前橋市は 24 時間体 制となっている。
生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	4 0 0 円	3 5 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	
生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	6 5 0 円	5 5 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円	6 5 0 円	
生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	8 5 0 円	7 0 0 円	8 5 0 円	8 5 0 円	8 5 0 円	
生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001円以上の世帯	9 4 0 円	7 5 0 円	9 5 0 円	9 5 0 円	9 5 0 円	

(3) 優良住宅等認定手数料

区分	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	備考
優良宅地造成認定 (0.1%未満)	6 5 , 0 0 0 円	6 5 , 0 0 0 円	3 5 , 0 0 0 円		
優良住宅新築認定申請手数料 (100㎡以下)	6 , 2 0 0 円	6 , 2 0 0 円	2 , 0 0 0 円		
優良住宅新築認定申請手数料 (100㎡超500㎡ 以下)	8 , 6 0 0 円	8 , 6 0 0 円	3 , 0 0 0 円		
優良住宅新築認定申請手数料 (500㎡超2,000 ㎡以下)	1 3 , 0 0 0 円		4 , 0 0 0 円		
優良住宅新築認定申請手数料 (2,000㎡超10, 000㎡以下)	3 5 , 0 0 0 円		1 2 , 0 0 0 円		
優良住宅新築認定申請手数料 (10,000㎡超50, 000㎡以下)	4 3 , 0 0 0 円		1 6 , 0 0 0 円		

議案第19号参考資料

3 公共物の使用料・占用料

(1) 公共物の使用料

(金額：1年)

区分	種 別	単 位	前 橋 市	大 胡 町	宮 城 村	粕 川 村	
			金 額	金 額	金 額	金 額	
使用料	農 地	1 m ²	1 5 6 円	6 円	5 円	6 円	
	宅 地 (敷地通路等)	1 m ²	営利用 9 1 2 円 非営利用 5 2 8 円	1 3 0 円	9 0 円	1 0 0 円	
	植林採草地	1 m ²		6 円	5 円	6 円	
	電柱・電話柱	1 本	1, 5 0 0 円	7 3 0 円	種別により区分 6 9 0 円~1, 6 0 0 円	7 3 0 円	
	公衆電話所	1 個	1, 5 0 0 円		1, 1 0 0 円		
	鉄塔敷	1 m ²	8 8 2 円	2 0 0 円		2 0 0 円	
	諸管埋設	外径が 0.1 m 未満のもの	1 m	8 4 円	1 2 0 円 (1 m ²)	3 6 円	1 2 0 円 (1 m ²)
		外径が 0.1 m 以上 0.15 m 未満のもの	1 m	1 3 2 円		5 3 円	
		外径が 0.15 m 以上 0.2 m 未満のもの	1 m	1 8 0 円		7 1 円	
		外径が 0.2 m 以上 0.4 m 未満のもの	1 m	3 6 0 円		1 4 0 円	
		外径が 0.4 m 以上 1 m 未満のもの	1 m	9 1 2 円		3 6 0 円	
		外径が 1 m 以上のもの	1 m	1, 8 2 4 円		7 1 0 円	
	工作物 (漁業)	1 m ²	営利用 9 1 2 円 非営利用 5 2 8 円	1 3 0 円			1 3 0 円
	日除け、上空通路	1 m ²					
	看板	1 m ²					
	水車水路敷	1 m ²		1 2 0 円			1 2 0 円
	軌条施設	1 m ²		1 2 0 円			1 2 0 円
	係船場	1 m ²		1 3 0 円			1 3 0 円
	温泉ゆう出口	1 施設		2 0, 0 0 0 円			2 0, 0 0 0 円
	原形占用 (漁業を除く)	1 m ²		6 円			6 円
ゴルフ場 (ゴルフ練習場を含む)	1 m ²					5 5 円	
郵便差出箱	1 個				4 5 0 円		
流水占用	鉦工業用水	1 トン秒				3, 7 0 0 円	
生産物の採取料	土砂	1 m ³	そのつど市長が定める単位及び額	1 8 0 円	1 8 0 円	1 8 0 円	
	砂利	1 m ³		2 2 0 円	2 4 0 円	2 2 0 円	
	栗石	1 m ³		2 4 0 円	2 4 0 円	2 4 0 円	
	切込砂利	1 m ³		2 2 0 円	2 4 0 円	2 2 0 円	
	切石	3 0 cm ³		8 0 円	6 0 円	8 0 円	
	玉石 (20 cm 以上 45 cm 未満)	1 個		5 0 円	4 0 円	5 0 円	
	玉石 (45 cm 以上)	1 個		1 2 0 円	1 0 0 円	1 2 0 円	
	庭石	3 0 cm ³		3 1 0 円	2 4 0 円	3 1 0 円	
	芝	1 m ²		3 0 円	3 0 円	3 0 円	

議案第19号参考資料

(2) 道路占用料

占 用 物 件	単 位	前 橋 市	大 胡 町	宮 城 村	粕 川 村	
		金 額	金 額	金 額	金 額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本(1年)	1,000円	770円	同左	同左
	第2種電柱	1本(1年)	1,600円	1,200円	同左	同左
	第3種電柱	1本(1年)	2,200円	1,600円	同左	同左
	第1種電話柱	1本(1年)	930円	690円	同左	同左
	第2種電話柱	1本(1年)	1,500円	1,100円	同左	同左
	第3種電話柱	1本(1年)	2,100円	1,500円	同左	同左
	その他の柱類	1本(1年)	72円	53円	同左	同左
	共架電線その他上空に設ける線類	1m(1年)	10円	7円	同左	同左
	地下電線その他地下に設ける線類	1m(1年)	5円	4円	同左	同左
	路上に設ける変圧器	1個(1年)	700円	520円	同左	同左
	地下に設ける変圧器	1m(1年)	480円	360円	同左	同左
	変圧塔(変圧器=宮城村)その他これに類するもの及び公衆電話所	1個(1年)	1,400円	1,100円	同左	同左
	郵便差出箱	1個(1年)	600円	450円	同左	同左
	広告塔	1m(1年)	4,400円	1,100円	同左	同左
その他のもの	1m(1年)	1,400円	1,100円	同左	同左	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1m(1年)	48円	-	36円	同左
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの(大胡町は0.15m未満のもの)	1m(1年)	72円	53円	同左	同左
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m(1年)	95円	71円	同左	同左
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1m(1年)	190円	140円	同左	同左
	外径が0.4m以上1m未満のもの	1m(1年)	480円	360円	同左	同左
外径が1m以上のもの	1m(1年)	950円	710円	同左	同左	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	1m(1年)	1,400円	1,100円			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1m(1年)	2,900円	710円		
	地下に設ける通路	1m(1年)	1,500円	360円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	1m(1年)	1,400円	1,100円		
	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1m(1日)	44円	11円		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア子であるものを除く) その他のもの	1m(1月)	440円	110円		
	看板(ア子であるものを除く) 一時的に設けるもの	1m(1年)	4,400円	1,100円		
	標識	1本(1年)	1,100円	850円		
	旗さお(一時的に設けるもの)	1本(1日)	44円	11円		
	旗さお(その他のもの)	1本(1月)	440円	110円		
	幕(一時的に設けるもの)	1m(1日)	44円	11円		
	幕(その他のもの)	1m(1月)	440円	110円		
	アーチ(車道を横断するもの)	1基(1月)	4,400円	1,100円		
	アーチ(その他のもの)	1基(1月)	2,200円	540円		
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	1m(1月)	440円	110円		
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1m(1月)	140円	110円			
農地	1m(1年)			5円		
宅地	1m(1年)			90円		
植林採草地	1m(1年)			5円		
その他耕作物	1m(1年)			90円		
その他				その都度定める		

議案第19号参考資料

4 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>使用料、手数料については、原則としてつくば市の制度に統一するものとする。ただし、</p> <p>1 荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団にのみ定めのある使用料、手数料については、その実情等に配慮しつつ調整の上、つくば市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 両市町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の使用料、手数料のうち同一又は同種のもので、特別な事情により調整が困難なものについては、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。</p>	<p>〔手数料〕 福山市の制度に統一するものとする。ただし、新市町のし尿くみとり手数料については、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>〔使用料〕 福山市の制度に統一するものとする。ただし、新市町の施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮しつつ調整を図るものとする。府中・新市斎場やすらぎ苑の使用料については、現行のとおりとする。新市町の道路占用料及び都市公園使用料（有料公園施設使用料を除く）は、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p>	<p>(1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 手数料は、呉市の制度に統一する。</p>	<p>手数料については、新発田市の制度に統一する。</p> <p>使用料については、現行どおりとする。ただし、豊浦町郷土資料館入館料の減免措置は、新発田市の制度を適用する。豊浦町の体育施設及び公民館の使用料は、当分の間、現行どおりとし、内容については新市で調整する。臨時露店使用料については、新発田市の制度を適用する。</p> <p>占用料については、新発田市の制度に統一する。ただし、月岡カリオンパークの占用料については、現行どおりとする。</p>